

コミュニティ施設の利用にあたっての御協力について（令和5年3月13日改訂版）

平素は、本市コミュニティ施設を御利用いただき誠にありがとうございます。

コミュニティ施設では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の利用条件への御協力をお願いしております。

施設を御利用の皆様には、御不便をおかけいたしますが、感染症の一日も早い収束のために、本対応の趣旨を御理解いただき、**御協力いただきますよう**お願い申し上げます。

1. 利用条件

次の基本的な感染症対策（3密の回避）への御協力をお願いいたします。

※**感染拡大防止のため施設管理者が入室を求めることがあります。**

※下記のほか、必要に応じて施設管理者が要請する感染症対策への御協力をお願いします。

対策	取組内容
密 閉空間×	室内の換気扇等の運転や2方向の窓を全開にするなど、定期的に空気の入替えを行う。
密 集場所×	使用人数を下表「活動内容別の定員」の人数以下とし、利用中は お互い の間隔を確保する。
密 接場所×	唾液の飛び交う行為を避ける。 食事の際は近距離・対面を避け、マスク会食への御協力。

表 活動内容別の定員

活動の内容	定員	活動の例
大きな声を発する活動	通常定員の2分の1以下	カラオケ、コーラス、演劇、詩吟など
息のあがる活動		ダンス、体操、ヨガ、太極拳、吹奏楽など
飲食を伴う活動	通常定員の2分の1以下 1テーブルあたり4人以下	会食、忘年会、料理教室、茶会など
上記のいずれにも該当しない活動	通常定員以下	会議、講演会、囲碁、将棋、クラフト、弦楽器など